

普通預金口座開設時における本人確認方法変更

平素より、千葉興業銀行をご利用いただき、誠にありがとうございます。

近年、本人確認書類の偽造等による不正な口座開設や口座の悪用といった金融犯罪が増加しており、金融機関におけるご本人様確認の重要性がますます高まっております。

2027年4月の「お取引時の本人確認書類のICチップ読み取り」が法律により義務化されることに先駆け、当行では新規に普通預金口座を開設される個人のお客さまを対象に、専用のカードリーダーを用いたICチップ情報読み取り対応を開始いたします。

1. 対象となるお客さま
個人のお客さま
2. 対象となるお手続き
店頭での新規普通預金口座開設
3. ご提示いただく書類（いずれか1種類）
 - ・ マイナンバーカード（個人番号カード）
 - ・ 運転免許証
 - ・ 在留カード

【パスワード（暗証番号）ご入力をお願い】

ICチップ情報の読み取りには、マイナンバーカードの場合「6桁～16桁の署名用パスワード」、運転免許証の場合「暗証番号（数字4桁、2種類）」のご入力が必要となります。ご来店の際には、あらかじめご確認いただきますようお願い申し上げます。

お客さまにはお手数をおかけしますが、偽造書類による「なりすまし」等を未然に防ぎ、お客さまの大切な資産を守るための対応でございますので、何卒ご了承くださいますようお願い申し上げます。